東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
飯田線　踏切障害事故
（平成26年4月12日発生）

事故調査報告

運輸安全委員会

平成26年10月

事故の概要

１．事業者名：東海旅客鉄道株式会社

２．事故種別：踏切障害事故

３．発生日時：平成26年4月12日　13時13分ごろ

４．発生場所：飯田線　伊那上郷（いなかみさと）駅～元善光寺（もとぜんこうじ）駅間（単線）
湯沢踏切道（第４種踏切道）

５．列　　車：飯田線 天竜峡（てんりゅうきょう）駅発　中央線 茅野（ちの）駅行き
２両編成　下り普通第225M列車

６．死 傷 者：死亡　１名（トラクタの運転者）

７．事故概要：列車が、第４種踏切道を通行していた農耕トラクタと衝突した。
この事故により、農耕トラクタの運転者が死亡した。

事故現場周辺図

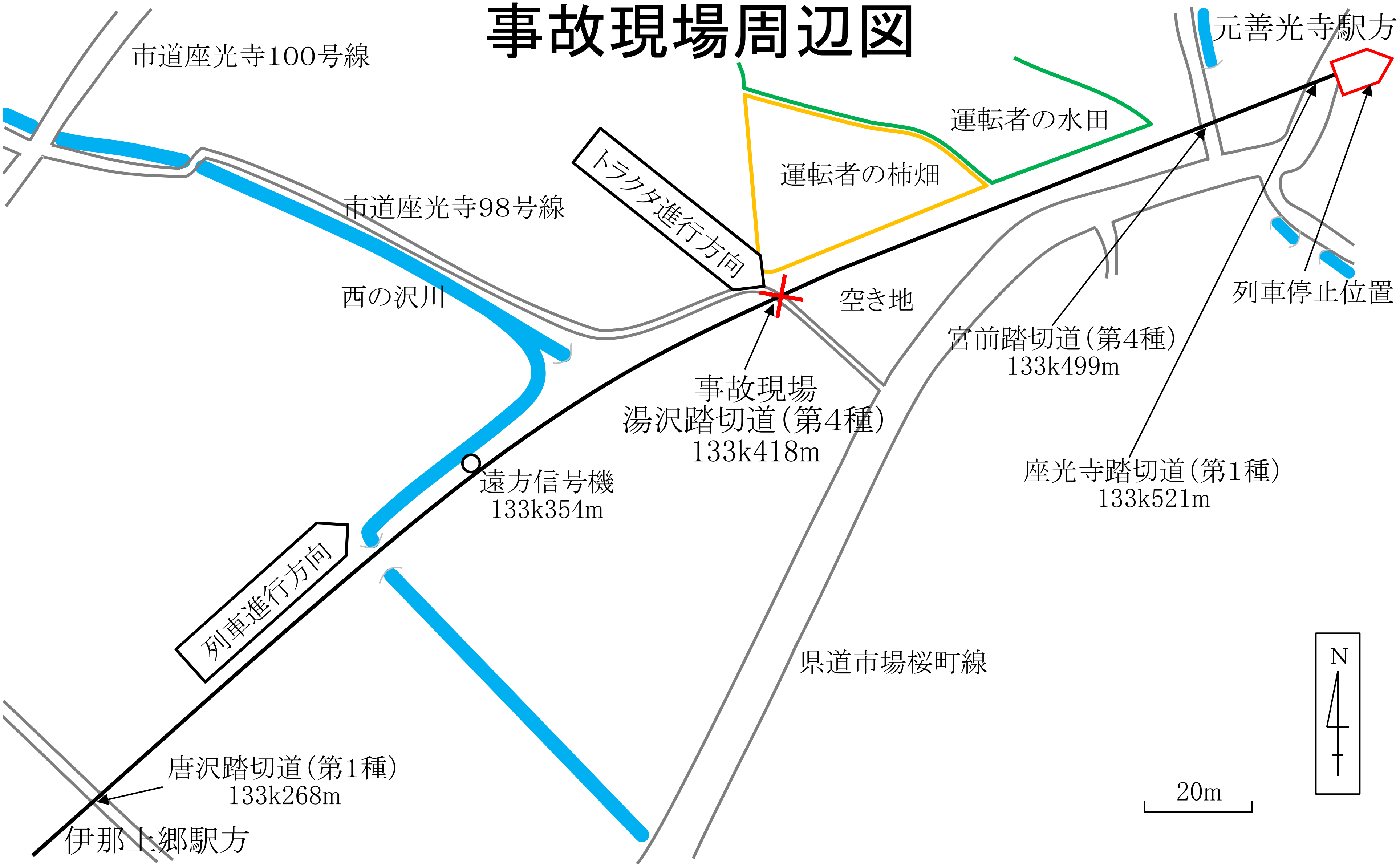

市道座光寺100号線
元善光寺駅方
運転者の水田
トラクタ進行方向
運転者の柿畑
市道座光寺98号線
西の沢川
空き地
列車停止位置
宮前踏切道（第4種）
133k499m
事故現場
湯沢踏切道（第4種）
133k418m
座光寺踏切道（第1種）
133k521m
遠方信号機
133k354m
列車進行方向
県道市場桜町線
N
唐沢踏切道（第1種）
133k268m
20m
伊那上郷駅方

事故現場略図

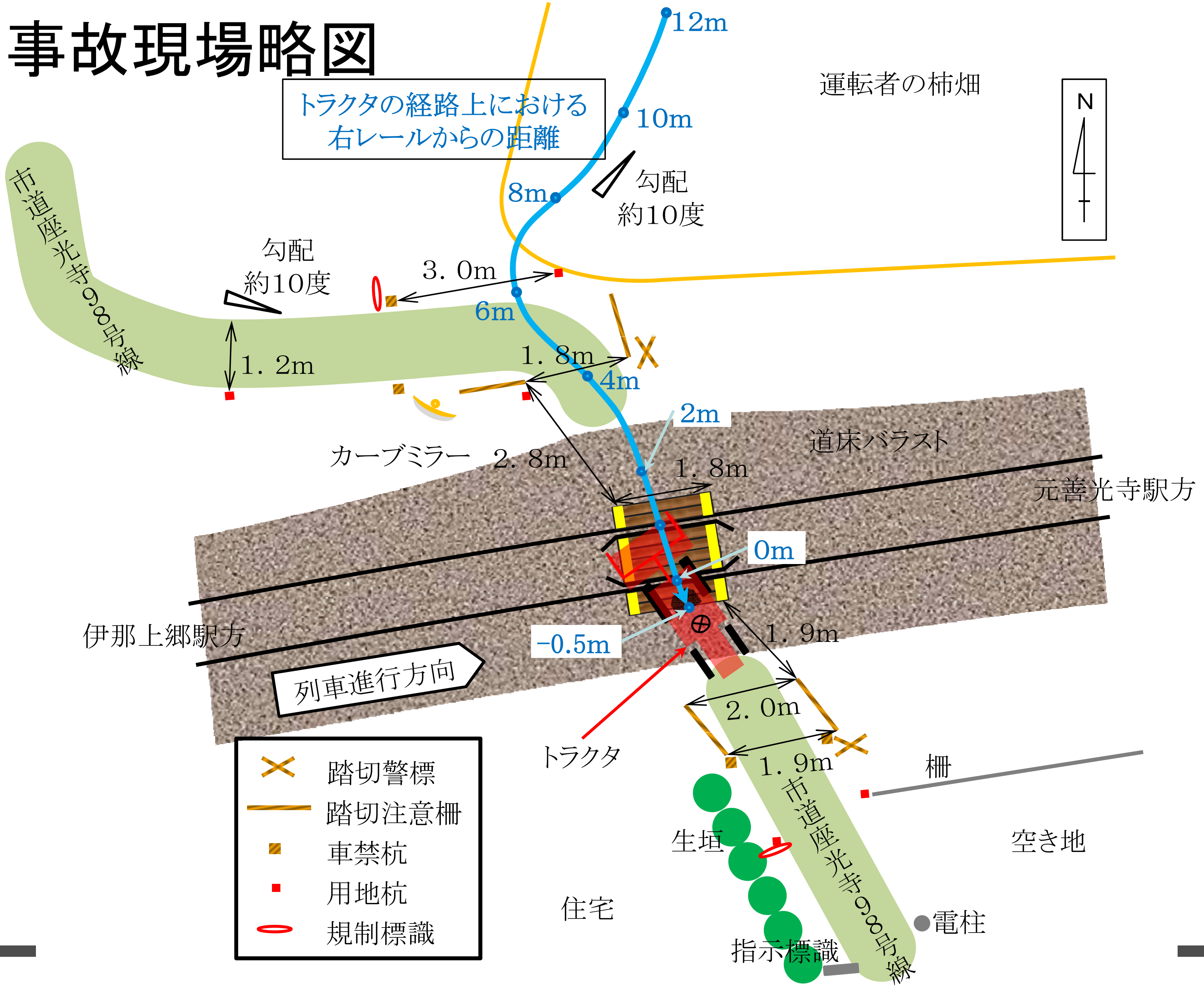
トラクタの経路上における
右レールからの距離
12m
10m
8m
6m
4m
2m
0m
-0.5m
運転者の柿畑
N
勾配
約10度
勾配
約10度
市道座光寺98号線
3．0m
1．2m
1．8m
カーブミラー
2．8m
1．8m
道床バラスト
元善光寺駅方
伊那上郷駅方
列車進行方向
1．9m
2．0m
1．9m
トラクタ
柵
生垣
空き地
住宅
電柱
指示標識
市道座光寺98号線
踏切警標
踏切注意柵
車禁杭
用地杭
規制標識

本件踏切の状況

トラクタ進入側から見た本件踏切の見通し状況

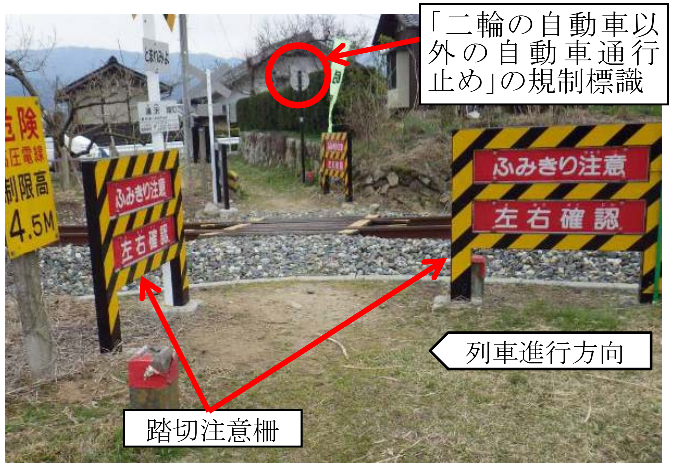

本件踏切から見た線路の見通し状況

本件市道側から見た本件踏切の状況

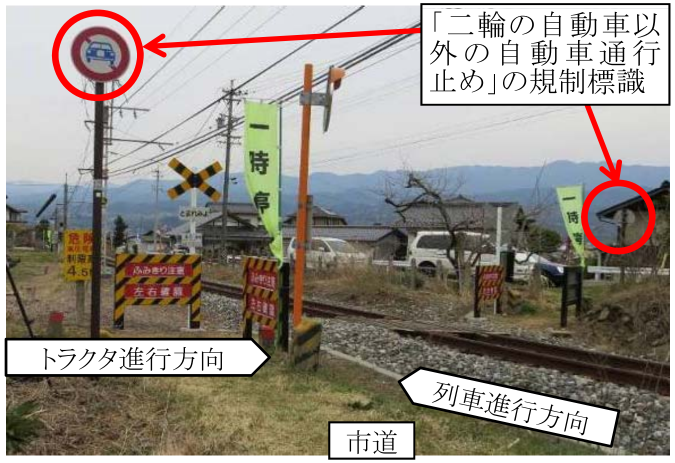

県道側から見た本件踏切の見通し状況

本件車両とトラクタの状況

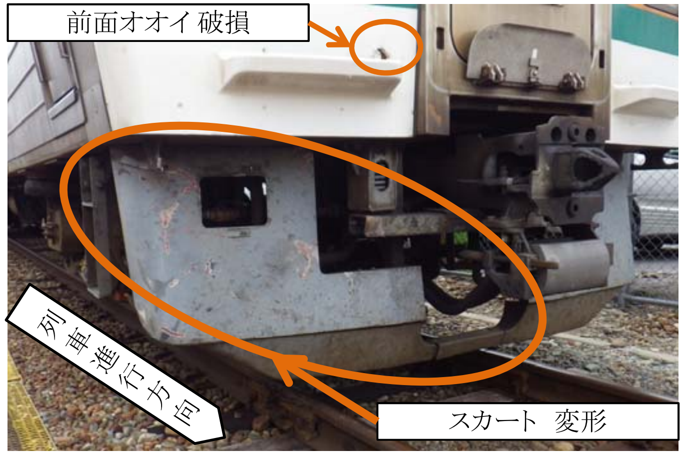

本件踏切から見た事故後のトラクタの状況

トラクタの損傷状況（事故後に組み立てたもの）

◆列車とトラクタが衝突したことに関する分析

運転者は本件踏切付近の線路左側にある柿畑内にある小屋に保管してあるトラクタを、線路を挟んで離れた場所にある畑で使用するため、本件踏切に左から進入させたと考えられる。

物件の損傷の状況から、トラクタは線路右側の踏切注意柵の手前付近において、右レール上にトラクタ後部のロータリ装置が残った状態で、列車の右側と衝突したと考えられる。

◆運転者が列車の接近に気付かなかったことに関する分析

(1) 運転者は列車が通過する時刻を把握していなかった可能性があると考えられる。
(2) トラクタの状況から、運転者は変速機を操作することなく前進2段のまま踏切道に進入した可能性があると考えられる。
(3) トラクタの速度等から運転者は接近する列車を確認できなかったものと考えられる。

以上のことから、運転者は本件踏切進入時に列車の接近に気付いていなかったものと考えられる。

運転者は本件踏切の通行に際し、トラクタの運転に意識が集中していたため、列車の接近について、運転士が気笛を吹鳴するまで気づかなかった可能性があると考えられる。

◆トラクタを通行禁止の本件踏切に進入させていたことに関する分析

市道座光寺１００号との交差点に向かう方向である線路左側の本件市道は、未舗装の幅員の狭い（最小幅員約１．２m）盛土になっており、トラクタによる走行が困難であること、かつトラックが進入できないこと、また、線路を挟んで離れた場所にある畑まで遠回りになることから、普段から運搬車を通行させていた本件踏切を通行する経路を選び、踏切道をトラクタにより通行した可能性があると考えられる。

なお、運転者が本件踏切が小型特殊自動車であるトラクタの通行が禁じられていることを認知していたか等については明らかにすることはできなかった。

事故の原因

　本事故は、小型特殊自動車の通行が禁止されている湯沢踏切道に、トラクタが進入したものの通過しきれず、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる。

　列車が湯沢踏切道に接近していることに気付かずに運転者がトラクタを踏切道へ進入させたのは、踏切道の幅員が狭く、また、通常はトラクタで通行することのない踏切道であったことから、運転者が、踏切道の通行に際してトラクタの運転に意識が集中していたことが影響した可能性があると考えられる。

　また、トラクタの通行が禁止されている同踏切道にトラクタを通行させたのは、作物を運ぶために運搬車を日常的に通行させていたことが関与した可能性があると考えられる。

再発防止

　道路管理者は、本事故を踏まえ、同種事故の再発防止のため、平成２６年９月８日に本件踏切の両側に、二輪の自動車以外の自動車が通行できないよう、金属製の杭を設置した。